

平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 ジャニス工業株式会社
代表者名 取締役社長 井上 光弘
(コード番号 5342 名証 第2部)
問合せ先 経営管理部長 富本 和伸
(電 話 0569-35-3150)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月14日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の当社第75期定時株主総会に下記のとおり定款の変更を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第7条、第8条第2項、第11条第3項)ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
- (2) 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第9条、第11条第3項)
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(予定)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条 (株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第8条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p>	<p>第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p>
<p>2 <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第9条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4)次条に定める請求をする権利</p>	<p>第8条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4)次条に定める請求をする権利</p>
<p>第10条 (単元未満株式の買増し) (条文省略)</p>	<p>第9条 (単元未満株式の買増し) (現行どおり)</p>
<p>第11条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれは取り扱わない。</u></p>	<p>第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 (削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第 12 条 (株主取扱規則)	第 11 条 (株主取扱規則)
<p>当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 13 条～第 42 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>当会社の株主権行使の手續きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 12 条～第 41 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</p>